

# 入札説明書

## 令和8年度情報収集端末機器交換等業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環境省

自然環境局生物多様性センター

## はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 常富 豊

### 2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和8年度情報収集端末機器交換等業務

(2) 特質等 別添2の仕様書による

(3) 納入期限等 令和9年2月26日（金）

(4) 納入場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1  
環境省自然環境局生物多様性センター

#### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の「情報処理」又は「調査・研究」において、開札時まで「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。

(5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 4. 契約条項を示す場所等

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 2階 情報システム科

## 5. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和8年5月20日(水) 17時まで  
(持参の場合は、12時から13時を除く)

提出場所 4. の場所

提出方法 持参、郵送又は電子メール(biodic\_webmaster+env.go.jp (+はアットマークに変更ください))によって提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には環境省に提出した旨を連絡すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和8年5月21日(木)17時までに下記の環境省ウェブサイト「入札等情報(下記URL)」の「本件」の「入札公告」下段に掲載する。

[https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\\_01.html](https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html)

## 6. 競争執行の日時、場所等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年5月27日(水) 14時00分

場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 1階 大会議室

- (2) 入札書の提出方法

### ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1)の日時までに電子調達システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、証明書として令和8年5月25日(月)17時までに提出すること。

### イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を令和8年5月25日(月)17時までに持参、郵送又は電子メール(biodic\_webmaster@env.go.jp)により提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 8. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成及び決定された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって申し込みを行った者を落札者とする。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものととして取り扱うこととする。

## 10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

### 11. その他

#### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

#### (2) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、環境省担当官より別途指示する。

#### (3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 受付時間 平日9時00分～17時30分

#### (4) 再委任等の制限

落札者は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、様式7に定める書面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。

#### (5) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 受付時間 平日9時00分～17時30分

## ◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

## 環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長殿と記載)及び「令和8年5月27日開札[令和8年度情報収集端末機器交換等業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札の日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこ

とができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札  
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 令和8年度情報収集端末機器交換等業務
- 2 入札金額 : 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和8年度情報収集端末機器交換等業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

# 委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者氏名

代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

## 記

(委任事項)

- 1 令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

入札辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

## 質問書

業 務 名	令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-m a i l：
質 問 事 項	

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式6

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

令和8年度情報収集端末機器交換等業務  
に係る個人情報の管理について

令和8年度情報収集端末機器交換等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制
----

### 3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

#### <実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

### 4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

### 5. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(再委任等を申請する場合)

様式7

## 再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

### 記

- 1 業務名：令和8年度情報収集端末機器交換等業務
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式 8

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務における  
再委任等業務に係る個人情報の管理について

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務における再委任等業務に係る個人情報の管理の  
状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別  
添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

#### 4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

#### 5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

#### 6. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター  
情報システムセキュリティ責任者 殿

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務に係る  
情報セキュリティ対策の実施方法等について

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 情報セキュリティ対策とその実施方法

環境省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティの確保のため別添の通り対策を実施する。

2. 情報セキュリティの管理体制

情報セキュリティ管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

情報セキュリティ管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

- ① 情報の目的外使用をしないこと及び要機密情報の秘密が保持されること。

【実施方法】

※仕様書の内容を確認し、実施方法を記述。以下の各項目も同様

- ② 情報システムの開発・運用保守工程において、請負者及びその従業員、再委託先、若しくはその他の者により、環境省の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類で確認できること。

【実施方法】

- ③ 請負者の資本関係、役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の氏名、所属する全ての企業団体、実績、国籍等の情報が把握し、またそれが書類で確認できること。

【実施方法】

- ④ 情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処方法。

【実施方法】

- ⑤ 請負者において情報セキュリティ対策が不十分と認められた場合の対処方法。

【実施方法】

- ⑥ 情報システムに環境省の意図しない変更が行われるなどの不正が見付かったときに、追跡調査や立入検査等、環境省と請負先が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。

【実施方法】

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター  
情報システムセキュリティ責任者 殿

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務で実施した  
情報セキュリティ対策について

令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務で実施した情報セキュリティ対策を下記のとおり報告します。

記

情報セキュリティ対策の実施内容

- (1) 体制  
「令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務に係る情報セキュリティ対策の実施方法等について」により示した体制で、対策を実施した。
- (2) 取り扱う環境省の情報の秘密保持等  
「令和 8 年度情報収集端末機器交換等業務に係る情報セキュリティ対策の実施方法等について」に従い、以下の各対策を実施した。
- (3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処
- (4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認
- (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処
- (6) 業務において取り扱った機微情報（個人情報、システム内部の設計等に関する情報、希少種に関する情報、その他の機微情報）を破棄したことの確認。



## 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 常富 豊 (以下「甲」という。) は、  
(以下「乙」という。) と  
「令和8年度情報収集端末機器交換等業務」 (以下「業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和9年2月26日(金)

納入場所 環境省自然環境局生物多様性センター

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

(別添1)

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

(別添1)

いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

(別添1)

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等

(別添1)

の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

(別添1)

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1  
氏名 分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
生物多様性センター長 常富 豊

印

乙 住所  
氏名

印

## 令和8年度情報収集端末機器交換等業務に係る仕様書

## 1. 件名

令和8年度情報収集端末機器交換等業務

## 2. 業務の目的

環境省自然環境局生物多様性センター（以下、「生物多様性センター」という。）では、生物多様性システム（以下、「J-IBIS」とする。）内のサブシステム「インターネット自然研究所」システムにおいて、日本全国の国立公園や国指定鳥獣保護区、野生生物保護センター等に設置されている全45箇所の情報収集端末で収集したライブ画像を配信している。

本業務は、上記システムのうち、生物多様性センターが所有する情報収集端末（ライブカメラ及びライブカメラに付属する通信機器）を対象に画像配信を継続して実施するため、情報収集端末の機器及び構成品の交換を実施することで正常かつ安定した画像配信を実現することを目的とする。なお、本事業の見直しの観点から、一部の情報収集端末等については撤去を行う。

## 3. 関連業務

本業務及び本業務に関連する業務の案件名、契約期間を以下の表に示す。

No.	調達案件名	請負者	契約期間	備考
1	令和8年度生物多様性情報システム運用保守業務（4-6月）	富士通株式会社	令和8年4月1日～ 令和8年6月30日	J-IBISの 運用保守
2	令和8年度生物多様性情報システム運用保守業務	未定	令和8年7月1日～ 令和9年3月31日	J-IBISの 運用保守
3	令和8年度生物多様性情報システム情報収集端末中継サーバ運用保守業務	キズナ・ジャパン株式会社	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	中継サーバ の運用保守
4	令和8年度情報収集端末機器運用保守業務	合同会社 AomoriOutdoorHouse	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	情報収集端 末の保守
5	令和8年度情報収集端末機器交換等業務	本業務	契約締結日～ 令和9年2月26日	

## 4. 業務の内容

請負者は、情報収集端末が撮影した画像を、中継サーバを介してインターネット自然研究所システムで配信できるよう、以下の業務を実施する。また、請負者は、本業務の遂行にあたり、生物多様性センター担当官（以下、「環境省担当官」という。）と業務の進め方及び業務の詳細について緊密に連絡を取りつつ、業務を実施すること。

## (1) 業務打合せ

業務打合せは、業務実施期間中に3回実施すること。打合せ終了後に、打合せ概要をとりまとめ、環境省担当官宛に送付し、環境省担当官の承認を得て確定させること。打合せはウェブ会議システムを用いた実施を想定している。なお、業務開始時に第1回打合せを行うこととし、その際には業務期間内の作業スケジュール（案）を作成の上、環境省担当官に提出すること。

(2) 情報収集端末の交換作業の内容を示す資料の作成

別紙1に示す情報収集端末一覧のうち、「交換」列が「○」となっている3箇所の情報収集端末について、情報収集端末の交換作業内容や設置する情報収集端末及び構成品、それらが占有する面積などについて示した資料を作成し、環境省担当官へ提出すること。

(3) 情報収集端末の交換等作業

請負者は、別紙1に示す情報収集端末について交換等作業を実施すること。また、情報収集端末等の交換等作業にあたっての留意事項は別紙2を参照すること。

① 情報収集端末の交換

別紙1に示す情報収集端末一覧のうち、「交換」列が「○」となっている3箇所について情報収集端末交換機器（参考）（別紙3）を交換し、情報収集端末の交換にあたっては、機器ごとに状態を点検すること。

② 情報収集端末の撤去

別紙1に示す情報収集端末一覧のうち、「撤去」列が「○」となっている3箇所について情報収集端末撤去機器（参考）（別紙4）を撤去すること。

(4) 機器構成図の作成

情報収集端末の維持管理のための資料とするため、請負者は、情報収集端末の交換時、機器構成を以下の項目に従い図示等記録すること。また、以上を盛り込んだ配線図及び機器構成図を作成すること。

- ・ 情報収集端末を構成する全ての機器及びその型番
- ・ 強電の範囲（修理等の施工に電気工事技術者が必要な範囲）
- ・ 設置場所の建物の通信回線を使用して通信を行っている情報収集端末については、その経路

(5) 報告書の作成

上記（1）～（4）の内容を取りまとめ、報告書を作成すること。

5. 業務履行期限

令和9年2月26日（金）まで

6. 成果物

電子媒体：報告書（A4判 70頁程度）の電子データを収納したDVD-R 2セット  
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作

- 権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
  - (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
  - (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
  - (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
  - (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー (第11版)

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたとき、必要に応じて変

更契約を行うものとする。

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、「撤去内容補足資料」及び「過年度業務に係る資料」を、所定の手続きを経て閲覧することが可能である。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先にあらかじめ連絡の上、閲覧希望資料の受け渡し方法等について調整すること。ただし、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない箇所がある場合がある。

連絡先：環境省自然環境局生物多様性センター情報システム科（TEL:0555-72-6033）

#### 10. 附属文書

- 別紙1 情報収集端末一覧
- 別紙2 作業実施留意点
- 別紙3 情報収集端末交換機器（参考）
- 別紙4 情報収集端末撤去機器（参考）
- 別紙5 用語の定義

(別添)

## 1. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 以降で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
  - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
  - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
  - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## 【環境省カメラ】

No.	エリア	カメラ名	設置場所	カメラ型番	交換及び設置	撤去
1	北海道	濤沸湖と斜里岳	北海道網走市北浜 203 番地 3 地先 濤沸湖水鳥・湿地センター	Q6155-E		
2	北海道	美幌峠からみた屈斜路湖	北海道網走郡美幌町字古梅	Q6315-LE		
3	北海道	厚岸湖・別寒辺牛湿原の動物達	北海道厚岸郡厚岸町サンヌシ 66	アナログカメラ+BB-HCS301		
4	北海道	釧路湿原のタンチョウ	北海道阿寒郡鶴居村中雪裡	Q6155-E		
5	北海道	サロベツ湿原センターからみたサロベツ湿原	北海道天塩郡豊富町上サロベツ 8662 番地	BB-SW175A	○	
6	北海道	幌延ビジターセンターからみたサロベツ湿原	北海道天塩郡幌延町字下沼 幌延ビジターセンター	BB-SW175A		
7	北海道	クッチャロ湖のハクチョウ	北海道枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔	WV-SW395AJ	○	
8	北海道	支笏湖と周辺の山々	北海道千歳市支笏湖温泉	Q6155-E		
9	東北	小湊海岸のハクチョウ	青森県東津軽郡平内町大字福館字雷電林 17	WV-SW395AJ	○	
10	東北	発荷峠からみた十和田湖	秋田県鹿角郡小坂町字十和田湖発荷	Q6155-E		
11	東北	伊豆沼のガンカモ類	宮城県栗原市若柳上畑岡敷味 17-2	Q6155-E		
12	東北	羽黒町からみた月山遠望	山形県鶴岡市羽黒町後田字谷池田 188 やまぶし温泉ゆぼか	Q6155-E		
13	東北	裏磐梯レンゲ沼と磐梯山	福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字小野川原 1092-65 裏磐梯サイトステーション	Q6155-E		
14	東北	尾瀬沼	福島県南会津郡檜枝岐村燧ヶ岳 1	Q6315-LE		
15	関東	那須平成の森からみた那須岳	栃木県那須郡那須町高久丙 3254 那須平成の森	BB-SW175A		○

No.	エリア	カメラ名	設置場所	カメラ型番	交換及び設置	撤去
16	関東	奥日光湯ノ湖	栃木県日光市湯元 日光湯元ビジターセンター地内（日光湯元レストハウス）	Q6155-E		
17	関東	嬭恋村からみた浅間山	仙之入ポケットパーク駐車場公衆トイレ（群馬県吾妻郡嬭恋村今井地内）	Q6155-E		
18	関東	箱根・大涌谷	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1251	Q6315-LE		
19	関東	富士北麓からみた富士山1（環境省生物多様性センター）	山梨県富士吉田市剣丸尾 5597-1	Q6155-E		○
20	関東	富士北麓からみた富士山2（富士山北麓フラックス観測サイト）	山梨県富士吉田市上吉田字河原 5595 番地	WV-SW395AJ		
21	上越・中部・東海	田貫湖畔からみた富士山	静岡県富士宮市佐折 634 休暇村富士地内	Q6155-E		
22	上越・中部・東海	南伊豆・弓ヶ浜	静岡県賀茂郡南伊豆町湊字一本松 889-1	Q6155-E		
23	上越・中部・東海	乗鞍高原からみた乗鞍岳	長野県松本市安曇 4307 休暇村乗鞍高原内	Q6155-E		
24	上越・中部・東海	三方湖の水鳥	福井県三方上中郡若狭町鳥浜 122-27-1 三方青年の家	Q6155-E		
25	上越・中部・東海	志摩半島横山からみた英虞湾	三重県志摩市阿児町鶴方 875-24 横山第一展望台	Q6155-E		
26	関西	琵琶湖の水鳥	滋賀県長浜市湖北町今西琵琶湖水鳥・湿地センター	Q6155-E		
27	関西	串本海中公園(海中景観)	和歌山県東牟婁郡串本町有田 1157	Q6155-E		
28	関西	紀州加太からみた紀淡海峡	和歌山県和歌山市深山 483 休暇村紀州加太	Q6155-E		○
29	関西	吉野山上千本から望む吉野桜と町並み	奈良県吉野郡吉野町吉野山地内	Q6155-E		

No.	エリア	カメラ名	設置場所	カメラ型番	交換及び設置	撤去
30	関西	京都御苑（九條家の遺構・拾翠亭）	京都府京都市上京区京都御苑3番地	WV-X6511NJ		
31	中国・四国	大山鏡ヶ成からみた烏ヶ山	鳥取県日野郡江府町御机字鏡ヶ成709-1 休暇村奥大山	Q6155-E		
32	中国・四国	米子水鳥公園のコハクチョウ	鳥取県米子市彦名新田665 米子水鳥公園ネイチャーセンター内	Q6155-E		
33	中国・四国	鷺羽山からみた瀬戸内海	岡山県倉敷市下津井田之浦1-2 鷺羽山ビジターセンター	Q6155-E		
34	中国・四国	五色台からみた瀬戸内海	香川県坂出市大屋富町 休暇村讃岐五色台	Q6155-E		
35	中国・四国	来島海峡	愛媛県今治市小浦町2丁目5-2 糸山公園・来島海峡展望館	Q6155-E		
36	九州	ツシマヤマネコ（福岡市動物園）	福岡県福岡市中央区南公園1番1号	Q6155-E		
37	九州	南阿蘇からみた阿蘇根子岳	熊本県阿蘇郡高森町3219 休暇村南阿蘇	Q6155-E		
38	九州	えびの高原からみた霧島連山	宮崎県えびの市末永1495-5 えびのエコミュージアムセンター	Q6155-E		
39	九州	出水平野のツル	出水市荘2478番地4 出水市ツル観察センター	Q6155-E		
40	九州	屋久島の山々	鹿児島県熊毛郡屋久島町 安房ヤクスギランド内 休憩施設「森泉」	Q6155-E		

## 【(参考) 外部カメラ】

No.	エリア	カメラ名	設置場所	使用カメラ
1	北海道	第一展望台からみた摩周湖	北海道川上郡弟子屈町（摩周湖レストハウス屋上）	外部カメラ
2	北海道	大雪山旭岳	北海道上川郡東川町勇駒別	外部カメラ
3	東北	浄土ヶ浜	岩手県宮古市日立浜町32	外部カメラ
4	上越・中部・東海	上高地からみた穂高	長野県松本市安曇上高地	外部カメラ
5	上越・中部・東海	万座しぜん情報館から見た空吹	群馬県吾妻郡嬭恋村	外部カメラ

## 作業実施留意点

### ○作業実施時の留意点（共通事項）

- 情報収集端末の交換に伴い、別添2別紙3「情報収集端末交換機器（参考）」を基に設置に必要な機器構成を準備し、作業を実施すること。別添2別紙3において示す機器については、同等機能及び品質を満たす場合は代替品の利用も可能とする。
- 交換の際、機器の電源を落とし、通信を遮断したりする必要があるときは、画像が撮影される毎時00分を避けて実施し、画像の配信が継続して実施されるようにすること。
- 交換したライブカメラについては、ID及びパスワードをデフォルト設定から変更すること。変更するID及びパスワードは環境省担当官から指示する。
- ライブカメラの交換後、時刻、撮影時間、取得画像の送信先、ライブカメラのIPアドレスの中継サーバへの通知、画像の送信時刻等、ライブカメラの初期設定を実施するとともに、撮影された画像が交換前のフォーマット通りに中継サーバへ送信されることを確認すること。
- 交換・撤去したライブカメラは環境省担当官へ返送すること。
- 本業務の際に生じた廃棄物（ポール、ヒューム管、コンクリートブロック、電柱、モルタル、機器等を想定）は各種法令に基づいて適切に処理した上、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し環境省担当官に提出すること。
- その他の撤去した機器については環境省担当官と調整のうえ、請負者にて処分すること。
- 撤去作業の実施にあたり、アンカーボルトなど回収できない物品がある場合には環境省担当官と調整のもと、対応を決定する。
- 撤去作業を行った土地・建物に対して、原状復帰作業を実施すること。
- 原状復帰作業の実施にあたり、撤去により生じたネジ穴もしくはボルト断面に対して、建造物内部への漏水等を防ぐため、コーキング処理と防水塗装等の適切な処理を行うこと。また、防水塗料を使用する場合には、可能な限り設置前と同じ色になるよう塗装を行うこと。
- 環境省担当官が土地所有者等と事前調整を行った上で作業開始の指示をするため、当該指示を受けて作業を開始すること。
- 高所において作業を行う場合には、安全帯を使用するなど、必ず作業員の安全を確保すること。
- 強電の範囲は、電気工事士が作業を行うこと。
- 契約後2週間以内に業務期間内の作業スケジュールを立て、環境省担当官に報告すること。
- 業務の履行にあたっては、当センターのほか、記載した関連業務の請負者と連携すること。
- 作業状況は、以下の要領で撮影し報告書中にまとめること。
  - 現場の状況が把握できるよう作業の開始前、終了後に情報収集端末自体の撮影方向から逆向きに情報収集端末設置位置を遠景で撮影し、報告書にて報告すること。
  - 交換・撤去した機器が把握できるよう、交換・撤去機器についてそれぞれ写真を撮影し、報告書にて報告すること。
  - [日付]、[対象情報収集端末名]、[撮影部位]を記載した黒板（緑）を文字が判読できるように撮影対象とともに写しこむこと（電子黒板可）。
  - 写真はデジタルカメラを用いてカラー撮影する。デジタルカメラの画素数・画像フォーマット、報告書での掲載サイズは事前に協議すること。
- 作業時間帯の建物利用者の安全を確保するとともに、作業者は騒音や機材周辺の整理整頓等、周囲に配慮すること。

## 情報収集端末交換機器(参考)

		サロベツ湿原センター からみたサロベツ湿原	クッチャロ湖のハクチョウ	小湊海岸のハクチョウ
管轄事務所		北海道	北海道	東北
既存カメラ		BB-SW175A	WV-SW395AJ	WV-SW395AJ
交換後カメラ		環境省提供(Q6325-LE)	環境省提供(Q6325-LE)	環境省提供(Q6325-LE)
通信方式		フレッツ光	フレッツ光	フレッツ光
機器 名称	カメラ取付アーム	T94R01B	TQ5001-E	TQ5001-E
	カメラ取付金具		東名通信工業カメラ取付金具L	
	ルータ	ヤマハ NVR510	ヤマハ NVR510	ヤマハ NVR510
	携帯電話内蔵型 ルータ1式			
	リブータ	明京電機 RPC-M2CS	明京電機 RPC-M2CS	明京電機 RPC-M2CS
	ノイズ雷サージ	NTT-AT SFU-005-3C	NTT-AT SFU-005-3C	NTT-AT SFU-005-3C
	雷プロテクタ PoE用SPD	音羽電機OLA-1000POE	音羽電機OLA-1000POE	音羽電機OLA-1000POE
	ホームアレスタ	音羽電機HA-13	音羽電機HA-13	音羽電機HA-13
	漏電ブレーカ	日東工業GP32CX	日東工業GP32CX	日東工業GP32CX
	アース棒			
	SDカード	AXIS SURVEILLANCE CARD64GB	AXIS SURVEILLANCE CARD64GB	AXIS SURVEILLANCE CARD64GB
	POEHUB①(アダプタ)	環境省提供(Q6325-LEカメラ付 属品利用)	環境省提供(Q6325-LEカメラ付 属品利用)	環境省提供(Q6325-LEカメラ付 属品利用)
	POEHUB②(延長)	MAXiiCopperVi2401A		
	POEHUB③(延長)	MAXiiCopperVi2401A		
	雷防御機能付 電源タップ	白山製作所 TAP4-3PAC-E		
	ボックス02	PL20-45KA	PL20-45KA	PL20-45KA
	ボックス03		PLX-SCM40	PLX-SCM40
ファン				
サーモ①				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交換した機器、カメラ機種の変更により不要になった機器は廃棄物として適切に処理すること。</li> <li>●廃棄物の処理は作業実施留意点(別添2別紙2)を参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交換した機器、カメラ機種の変更により不要になった機器は廃棄物として適切に処理すること。</li> <li>●廃棄物の処理は作業実施留意点(別添2別紙2)を参照。</li> <li>●高所作業車使用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交換した機器、カメラ機種の変更により不要になった機器は廃棄物として適切に処理すること。</li> <li>●廃棄物の処理は作業実施留意点(別添2別紙2)を参照。</li> <li>●高所作業車(12m)使用。</li> </ul>	

## 情報収集端末撤去機器

	富士北麓からみた富士山1	那須平成の森からみた那須岳	紀州加太からみた紀淡海峡
管轄事務所	関東	関東	近畿
撤去対象の情報収集端末・機器等	Q6155-E	BB-SW175A	Q6155-E
	カメラ本体(Q6155-E)	カメラ本体(BB-SW175A)	カメラ本体(Q6155-E)
	SDカード(カメラ本体に取付)(SD 64GB)	SDカード(transcend)	SDカード(カメラ本体に取付)(SD 64GB)
	カメラ取付アーム+カメラ架台(G003211)	カメラ取付アーム+カメラ架台	カメラ取付アーム+カメラ架台(T91B62)
	カメラ取付アーム(T91L61)	VDSL装置(Star Tech.com 110VDSLEXT2)(2台)	カメラ架台(コンクリート製:300mm×300mm×300mm)
	ルーター(NVR500)	HUB(EHC-G05SPA-B-K)	ボックス01(カメラ内蔵)(PL20-34kA)
	タイマー機能付リブーター(RPC-M2C)	POEHUB①(アダプタ)(BIJ-POE-1PR)	透明半球(BP12-17D)
	電源タップ(汎用100V2口)	電源タップ(汎用100V2口)	ルーター(NVR500)
	プールボックス	プールボックス	POEHUB①(アダプタ)(T8154)
	PF16管	LANケーブル	POEHUB②(延長)(110VDSLEXT)
	LAN Cat5e	中継BOX	POEHUB②(延長)(110VDSLEXT)
			POEHUB③(延長)(EXT-ESH5W)
			タイマー機能付リブーター(RPC-M2C)
			雷防御装置01(NPF-SFU-0053P)
			ブレーカー(BL-1C)
			電源BOX
			NTTONU
			POEアダプタ
			電力ケーブル
			通信ケーブル
		電線管	
		D-1ブロック(屋上に電線管を固定する小型コンクリートブロック)	
		積算電力計	
		プールボックス	
備考	●屋根での撤去作業を行うため、安全帯が必要。	●カメラ撤去時、建物周辺に足場設置が必要。	●カメラ架台(コンクリート製)、D-1ブロック、電線管回収あり。 ●令和7年度にNTT西日本貸与物品(ONU)の撤去済み。

## 用語の定義

用語	定義
生物多様性情報システム (J-IBIS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性センターが運用する情報システム。</li> </ul> URL : <a href="https://www.biodic.go.jp/">https://www.biodic.go.jp/</a>
インターネット自然研究所システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-IBIS のサブシステム。</li> <li>全国に設置された情報収集端末（ライブカメラ等）を中心に構成される画像配信システム。情報収集端末で取得した画像をウェブサイトにおいて利用者が閲覧することができる。</li> </ul> URL : <a href="https://www.sizenken.biodic.go.jp/">https://www.sizenken.biodic.go.jp/</a>
情報収集端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット自然研究所システムで運用されているライブカメラ等機器を指す。当該端末は、ライブカメラ本体を中心に、電源、通信等の機器で構成されている。</li> <li>全国の国立公園や国指定鳥獣保護区、野生生物保護センター等に設置されている。</li> <li>情報収集端末にて取得した画像は、後述の中継サーバへ、日中の間に1時間毎にFTPで送信される。</li> <li>管理主体の違いにより、後述のとおり「環境省カメラ」「外部カメラ」に分類される。</li> <li>各カメラの名称・設置場所等は別紙1のとおり。</li> </ul>
環境省カメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省が所有・運用する情報収集端末。このうち、地方環境事務所が所有・運用するカメラは「地方環境事務所カメラ」とする（1箇所）。</li> </ul>
外部カメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の組織が所有・運用する情報収集端末で、情報収集端末の運用者の了承の上、生物多様性情報システムにおいて画像配信をしている（5箇所）。そのためカメラ本体の運用保守等は本業務の対象外。</li> <li>画像が公開されているウェブサイトのURLは以下のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一展望台からみた摩周湖 (<a href="https://masyuko.or.jp/livecamera/lcimg/live01.jpg">https://masyuko.or.jp/livecamera/lcimg/live01.jpg</a>)</li> <li>○ 大雪山旭岳 (<a href="http://211.18.244.62/webcam/webimg/asahidake.JPG">http://211.18.244.62/webcam/webimg/asahidake.JPG</a>)</li> <li>○ 浄土ヶ浜 (<a href="http://kankou385.sakura.ne.jp/mt/livecamera/view1280x960.jpg">http://kankou385.sakura.ne.jp/mt/livecamera/view1280x960.jpg</a>)</li> <li>○ 上高地からみた穂高 (<a href="https://www.kamikochi-vc.or.jp/xml/showLiveCameraLatest.php">https://www.kamikochi-vc.or.jp/xml/showLiveCameraLatest.php</a>)</li> <li>○ 万座しぜん情報館から見た空吹 (<a href="https://tptsensori.jp/member/getimage?term_id=1&amp;date=latest&amp;__i=tpt-10027">https://tptsensori.jp/member/getimage?term_id=1&amp;date=latest&amp;__i=tpt-10027</a>)</li> </ul> </li> </ul>
中継サーバ	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-IBIS と情報収集端末との間で、データのやり取りを中継するサーバ。本サーバにより情報収集端末の個々の差異を吸収している。</li> <li>情報収集端末から画像を収集し、一定期間保存する。</li> <li>保存されている画像は、J-IBIS が SCP で取得する。</li> </ul>